

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 令和元年11月12日（火）午前10時から午前11時45分まで
場 所 函館地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 榊原 敬（函館地方裁判所刑事部総括判事）
法曹出席者 日野進司（函館地方裁判所刑事部判事）
秋間俊一（函館地方検察庁検事）
中谷文恵（函館弁護士会所属弁護士）
裁判員等経験者 4人
報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者5人

【挨拶】

司会者

今回の意見交換会の司会を務めます榊原です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。この意見交換会は、実際に裁判員裁判を御経験いただいた皆様に、その際に感じた率直な御意見などを伺って、今後の裁判員裁判の改善等に生かすことを目的に、裁判員裁判が始まった当初から各地の裁判所で行われてきたものです。この意見交換会で裁判員経験者から頂く御意見は、法曹関係者では気付かないような新鮮な事柄や役に立つ事柄が多く、法曹関係者にとって大変意義深いものと考えております。本日も、今後裁判員裁判がより良く発展していくために忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【裁判員経験者の紹介等】

司会者

それでは、裁判員経験者の方々がどのような事件を御経験されたのか、私の方から御紹介いたします。

1番さんと2番さんは、今年5月に行われた殺人事件の裁判員を御担当されました。事案は被告人が家族を口論の末に殺害したというものでした。公訴事実には争いではなく、争点は広い意味では量刑でした。審理、評議、判決の合計日数は5日間でした。

3番さんと4番さんは、今年8月から9月にかけて行われた住居侵入、強盗傷人事件で裁判員を御担当されました。事案は被告人が被害者宅に侵入し、工具で被害者を殴り、金員を奪い取ろうとしたが、その目的を遂げず、その際、被害者にけがを負わせたというものでした。この事件も公訴事実には争いではなく、争点は量刑に関するものでした。審理、評議、判決の合計日数は5日間でした。

いずれの事件も、私が裁判長を担当いたしました。

【裁判員裁判に参加した率直な感想】

司会者

それでは、まずは実際に裁判員裁判に参加された率直な御感想を伺いたいと思

ます。

1 番

人生に一度あるかないかの貴重な経験ができて良かったと思っています。参加する前は人を裁くことに心理的な負担を感じていましたが、みんなで話し合うことで、判決を出すことに対する負担が軽減されました。

2 番

選ばれたときは驚きましたが、気持ちを切り替え前向きに取り組みました。参加したことで、ニュースなどで見る事件を自分のこととして考えるようになりました。今まで知らない世界を知れたことは、一生ものの良い経験になりました。

3 番

法律を学んでいませんが、国民目線で参加できて良かったと思います。ニュースなどで見る事件について、自分なりの考えを持つようになりました。

4 番

参加する前はもっと気持ちがかき乱されると思っていたのですが、意外とドライで落ち着いていられました。知らない人たちと意見を交換し合う刺激が心地良かったです。

【 裁判員を経験する前と後での心境の変化 】

司会者

次に、裁判員を経験された前と後とで、どのような心境の変化があったかお伺いします。

1 番

裁判員を経験する前は裁判を人ごととして捉えていました。経験した後は、裁判を身近なものと感じ、自分が被告人や被害者の立場だったらどうだろうと自分のこととして考えるようになりました。

2 番

私も経験する前は人ごとと考えていました。犯罪報道でも逮捕されるまでの流れしか目にしない印象でした。経験をした後は、裁判について知ることができたので、「罪は必ず裁かれる。」という認識を持つことができました。

3 番

周りに裁判員を経験した人がおらず、大勢の中から選ばれるという認識でしたので、身近に感じていませんでした。経験した後は、色々な事件の判決が気になるようになりました。

4 番

4 年位前、夫に候補者名簿記載の通知がきていましたので、いつか私にも通知がくるかもしれないという気持ちがありました。経験してみて、前よりも「裁判員裁判」という字を見かけたら、気になるようになりました。

【 見て聞いて分かる裁判になっていたか 】

司会者

それでは、もう少し具体的に、担当された事件の法曹関係者の活動について、御感想を伺ってまいりたいと思います。裁判員裁判も 10 周年を迎えて、最近では、

裁判官と裁判員の実質的な協働，つまり法律家である裁判官だけではなく，一般の国民である皆様の視点や感覚を裁判体のチームとしての判断に適切に反映させていくことが大事であるということが言われております。そのためには，まず，行われている裁判が，裁判員の皆様にとって「見て聞いて分かる裁判」である必要がありますが，実際に御担当されてみて，「見て聞いて分かる裁判」になっていたでしょうか。

1 番

検察官と弁護人，双方の立場からの言い分を聞いて，どれが真実で，どれが妥当な判断なのかと悩みました。特に証人については，どこまで本当のことを述べているのだろうと感ずることがありました。

2 番

被告人が事実を認めていたので，審理を見聞きするに当たっても，分かりづらい場面が少なかったように思います。

3 番

双方の立場からの言い分を聞いて，どれが妥当か考えました。

4 番

申し訳ないくらいに分かりやすかったです。本当に分かりやすく，ほどけていく感じがしました。検察官と弁護人，双方の見る角度によってここまで言い分が違うものかと感ずることができました。

司会者

説明などが法律家独特のもので，皆様には分かりづらかったということはないですか。

2 番

私が担当した事件では，弁護人が被告人を情状として弁護しようとしている姿勢が感じづらかったです。検察官と同じような主張だった印象です。別の弁護人なら被告人の罪が多少軽くなったかもしれないという気がします。

司会者

その事件でどうだったかはともかく，一般論としては，余りに被告人をかばうような主張ばかりをすると，裁判員の皆様から感情的な反発を招いて，かえって刑が重くなってしまわないかなどと，弁護人が懸念するということもあるかもしれません。そのような弁護人の懸念については，いかがでしょうか。

2 番

私が担当した事件では，被害者が亡くなっており，被害者の背景が語られることが少ない事案でした。刑の軽重に影響したか分かりませんが，被告人と被害者の関係性について，もう少し掘り下げないと真実が見えてこないように思いましたし，その点について主張してほしかったと思いました。

【 量刑に関する争点整理について 】

司会者

1 番さん，2 番さんの担当された事件も，3 番さん，4 番さんの担当された事件も，いずれも公訴事実には争いはなく，争点は広い意味で量刑，つまり被告人の犯し

た罪に対する刑をどれくらいにするかというところでした。函館地裁では、今年の4月以降、このような公訴事実には争いが無い事件、つまり争点が広い意味では量刑という事件についても、公判前整理手続という裁判の準備段階において、両当事者の主張が対立しているところを明らかにして、そこを裁判員の皆様に争点として提示しようという試みを進めております。具体的に申しますと、従前は、争点は量刑であるとした上で、検察官、弁護人が、それぞれ量刑上重視すべきであるという事情を並列的に主張するという形にとどまっておりました。4月以降は、さらにそこから、それぞれ重視する事情のうち、どの点が検察官と弁護人とで対立しているのか、結論との関係では、論告や弁論の最後に、それぞれ検察官や弁護人が具体的な刑期について求刑などをしますが、その刑期に関する意見の違いはいったいどの点についての主張の違いから来るのか、ということについても、できるだけ明らかにした上で、それを争点として明示して、裁判員の皆様に提示しようという試みをしております。

実際には、1番さん、2番さんの参加された5月の事件では、そこまでの準備が間に合わず、従来型の、それぞれの主張を並列的に列挙するという形にとどまっていたのですが、3番さん、4番さんが参加された8月の事件では、当事者が重視する事情のうち、対立点になっているのは二つあって、①被害者の身体に対する犯行の危険性の程度、②被告人が本件行為に及んだことに対する非難の程度、この2点が検察官と弁護人の主張が対立している争点ですというところまで整理した上で、裁判員の皆様に提示したという違いがございます。

このように更に量刑上の争点を絞って両当事者の主張の対立点を明らかにするという試みの目的、狙いですが、両当事者に主張が食い違っているところを明らかにすることによって、その点に関する検察官、弁護人それぞれの主張や立証をより充実させるとともに、その点について、裁判員の皆様も含めた裁判体の評議を充実させ、それを最終的な判決に反映させることによって、最終的な結論に至った理由をより明確にするというようなことを目的、狙いとしています。

このような目的や狙いがあったわけですが、実際に、そのような争点の整理をした事件を担当された3番さん、4番さん、それぞれの主張を列挙するだけでなく、そこから更に対立点となることを明確にしたことによって、裁判員にとっても、量刑の判断がより分かりやすく、議論しやすいものになっていただいでしょうか。

3番

争点について徹底的に議論することができました。

4番

対立点が整理されていて議論しやすかったです。ただ、事前に対立点が整理されていたので、裁判所が持って行きたい方向が入っているかもしれないなという印象を受けました。

司会者

1番さん、2番さんの事件ではそこまでの整理はされておらず、それぞれが重視する事情が並列的に主張されていただけだったと思います。更にそこから検察官や弁護人の主張の対立点はどこかというところまで事前に整理して、対立点を争点と

して整理して提示するという試みについては、どのような御意見や御感想をお持ちでしょうか。

1 番

ある程度絞って整理していただいた方が良いと思います。

2 番

対立点の整理はあった方が良いでしょう。特に私が担当した事件では、酌むべき事情があるのか否かという点で事情を提示していただいた方が判断しやすいと思います。

【 評議の進め方について 】

司会者

評議では意見を言いやすかったかどうか、お伺いします。

1 番

国民の視点から発言できました。また、みんなで吟味して出した結論なので、国民の皆さんの支持を得られると思いました。

2 番

初めてのことでしたので、全てを言うことができたかと言われるとよく分かりません。ただ、裁判官が分かりやすく説明してくれましたし、各裁判員に対して、よく話を振ってくれたお陰でみんなが公平に意見を言えました。裁判員、補充裁判員の全員が話し合える素敵な場だと思いました。

3 番

全員が自分の思っていることを話せたと思います。裁判員みんなの被告人に対する思いを、判決の最後に裁判長が述べてくれて、うれしかったです。

4 番

評議の場は話がしやすい雰囲気、自分の気持ちをスムーズに言うことができました。その雰囲気がたまたまこの事件を担当された裁判官の力量によるものなのか、どこの裁判所でも同じなのかは気になりました。

【 評議の内容が判決に反映されていたかについて 】

司会者

評議の内容が判決に反映されていたかについては、いかがでしたでしょうか。

1 番

評議の内容が判決に反映されていたと思います。

2 番

評議では白板に事実を記載して、その一つ一つについて、全員が意見を言い合えた末の結論なので、納得したものになりました。

3 番

評議の内容が判決に反映されていたと思います。

4 番

判決は評議の内容に沿っていて、被告人に伝わるものになっていたと思います。

【 刺激的な証拠写真等に対する不安について 】

司会者

裁判員の皆様の御負担を考える際に、被害者がお亡くなりになっている事件や大

きな怪我を負われている事件などについて、御遺体や傷口の写真など裁判員の方々にとって精神的負担になり得る刺激的な証拠の取扱いが議論されております。実際に法廷でそのような写真が出たわけではないのですが、1番さん、2番さんの担当されたのは殺人事件、3番さん、4番さんの担当されたのは強盗で怪我をした事件ということで、そのあたりを御心配されたということはないでしょうか。

1番

血の付いた刃物などを見ましたが、負担にならず、その後の影響もありませんでした。裁判員になる前も特に心配していませんでした。

2番

思っていたよりも大丈夫でした。殺人事件ということで、自分の中で覚悟ができていたこともあると思います。

3番

工具で殴った様子を白黒の映像にしていたのですが、どの辺が血なのか分かりづらく感じました。できればリアルに血を表してくれた方が分かりやすかったと思います。

4番

担当した事件では負担になるものはなかったです。事件にもよりますが、死体などだと見ることはできないと思います。

【 裁判員を経験するにあたって苦労したこと 】

司会者

次に、裁判員を経験するにあたって御苦労されたことがあったかお伺いします。こういうところが大変だった、苦労したというところはございますか。

1番

苦労したことはありませんでした。

2番

参加する前は仕事と介護との両立が大変かなと思ったのですが、逆に、どれも真剣に向き合うことができました。職場の休暇も周りの協力があってスムーズに取ることができました。

3番

問題はありませんでした。5日程度でしたので、職場の休暇を取るのも問題なかったです。

4番

特に問題はなかったです。

【 今後、裁判員として参加しやすくする工夫について 】

司会者

今後、裁判員として参加しやすくする工夫が何かあればお伺いします。

1番

仕事を持っていると業務の交代などが負担になると思いますので、連日よりもなるべく業務の交代に支障が少ない間隔、例えば、1週間に1度といった間隔にするのも一つだと思います。ただ、そうすると審理がだらだら長くなってしまいますので、

どれが良いかは難しいところです。

2番

その日の終わりの時間が明確になった方が、時間に制限があるお仕事、例えば、夜勤の方などは、参加しやすくなると思います。

3番

企業の体制として、従業員が裁判員に選ばれたら快く送り出してくれることが重要だと思います。

4番

雇用している側にももう少し制度についての啓蒙をしても良いと思います。

【参加に対する心理的障害について】

司会者

そのほかに、裁判員として参加するにあたり、心理的にこういうところがあるから消極的になってしまうということはありませんか。

1番

会社の上司が制度を理解していないこともあると思うので、会社員が堂々と参加できるように、もう少し強く会社にPRした方が良いと思います。

2番

私もかつてそうでしたが、裁判員制度を意識していない人がほとんどだと思います。国がもっと「裁判員制度やっていますよ。」「国民が参加するものですよ。」とアピールすべきだと思います。あと、裁判員候補者に選ばれても、人と会話するのが苦手な人は来ないかもしれないと思います。

3番

私は人と会話するのが苦手なのですが、率直な意見を引き出してくれたので、参加して良かったと思います。

4番

裁判所は裁判員にウェルカムな姿勢だと思いました。検察庁、弁護士会はどうなのだろうと思います。みんなでウェルカムにしてほしいと思います。検察庁、弁護士会とは少し距離を感じたことがありました。

【これから裁判員等になれる方へのメッセージ】

司会者

これから裁判員になるかもしれない方々に、一言ずつメッセージをお願いします。

1番

参加しにくいかもしれませんが、実際にやってみたら、良かったという人がほとんどです。勇気をもってチャレンジしてほしいと思います。

2番

裁判官を始め日常出会うことがない人と会い、行くことのない場所に出向いて、人生観が変わりました。裁判官は堅い人と思っていましたが、すごく柔らかかったです。良い経験になるので、ぜひ参加してほしいと思います。

裁判所は閉ざされているイメージを持たれがちですが、実際は、雰囲気が良かったです。裁判所は、裁判所が開けている場所だということをもっとアピールした方

が良いと思います。

3番

私自身はやって良かったと思っています。ものの見方が変わりますので、選ばれたらぜひやっていただきたいです。

4番

「選ばれたらやるんだ。」という姿勢でも良いかもしれません。現状は自分に余裕がある人が裁判員になる傾向ですが、もう少し当たり前に、「通知が来たら行く。」という楽な感覚で、一步踏み出す気持ちとか勇気とかの話ではない、普通の日常的なものになってほしいと思います。

3番

裁判所には、口下手でも評議に参加して意見が言えるということをアピールしてほしいと思います。

【 法曹出席者からの質問 】

秋間検察官

1番さんにお伺いします。先ほど、証人の話すことが本当かどうか悩んだと言っておられましたが、こういうことを聞いてくれたら、本当か嘘かの判断ができたということはありませんか。

1番

例えば、生い立ち等、証人の人となりがあるものと、判断の材料になると思います。

中谷弁護士

4番さんにお伺いします。4番さんが担当されたのは踏み込んだ争点整理をした事案でしたが、詳しい争点整理がないと、法廷での弁護人の活動だけでは、評議で支障を感じたと思いますか。

4番

争点が整理されている分、そこから頭が離れられなくなってしまい、法廷でのやりとりについて自分なりにうまくまとめられないことがありました。私としては、箇条書きに書かれていることの中から重要なことを自分で拾い上げる作業の方が、より裁判員としての意見が出せたように思います。弁護人の活動だけで十分かどうかは比較対象がないので分かりませんが、争点整理ありきで、道筋に乗った気持ちがしたのは確かです。

【 記者からの質問 】

朝日新聞

守秘義務について、重荷にはならなかったでしょうか。

1番

報道されている程度の内容を周りに話すことはありました。酔った勢いで余計なことを話してしまわないか多少の不安はありましたが、今はそれほど心配はしていません。

2番

裁判官から話して良いこと、話してはいけないことの説明がありましたので、特

に負担に感じることはありませんでした。職場でも特定の人しか私が裁判員であることを知りませんでしたので、話す機会もありませんでした。

3番

裁判員をやったことについて他人に話すつもりがなかったので、負担になりませんでした。

4番

思ったより裁判員をやったことについて話していなかったもので、負担になりませんでした。まだ裁判員には特別感があるので、自慢するようで、かえって人に言いづらいのかもしれない。

読売新聞

こういう属性の人がいれば、更に充実した評議になっただろうというのはありますか。

1番

ある程度法律をかじった人がいても良いのかなと思います。裁判官以外にも、法律に詳しい人、そうでない人が混ざった中で評議を進めても良いように思います。

2番

私が担当した事件では、女性の裁判員の比率が少なかったもので、私自身は女性目線で発言をした場面がありました。なるべく女性と男性の比率が平等の方が、両方の目線からの意見が出て良いと思います。

3番

私も裁判員の男女比は同数くらいの方が良いと思います。

4番

男女比は重視して良いと思います。ただ、例えば、裁判員に選ばれる方は高齢化しているでしょうし、事件の当事者もまた高齢化している訳で、選ぶ段階で色々な条件を考え始めるときりがなくなるので、結局、今までどおり無作為に抽選する方が良いように思います。

以上